

留萌ロータリークラブ 会報

2006▶2007
WEEKLY REPORT

会長/中川 勝美 幹事/対馬 健一



率先しよう

2006~2007年度
国際ロータリーのテーマ

留萌ロータリークラブ会長テーマ
魅力ある明るく楽しいクラブは、
ロータリーを知り、
会員家族との親睦から

No. 2250 第11回 9月20日

プログラム

●本日

来賓卓話
「公営企業としての市立病院」
株式会社 寺西薬局
代表取締役 寺西 保 博様

●次週予定

情報夜間例会
●職業奉仕委員会
●ロータリー情報委員会

結婚記念日

9月24日 平間 達也

出席委員会報告

前
例
会

会員総数.....51名
出免会員.....8名
欠席会員.....7名
出席率..... 83.72%

前
々
回

第8回 8月30日
欠席会員.....9名
メイクアップ.....5名
修正出席率..... 90.90%

例会/毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

📝 会長報告

- 留萌ライオンズクラブよりチャーターナイト47周年記念祝賀会開催のご案内を頂きました。日時は9月21日午後6時よりグランドよこやにて開催、私が出席する予定です。

👤 幹事報告

- 1) 国際ロータリー第2510地区GSEの派遣団員募集の案内を受領しましたので、募集要項のパンフを皆様に配布いたします。
- 2) 串橋会員のデータをお渡しいたしますので活動計画書の会員一覧に添付して下さい。
- 3) 飲酒運転抑止総決起大会の開催のご案内を受領しました。9月15日午後5時より共同福祉センターです。

👤 委員会報告

社会奉仕委員会 清水委員長
本日ロータリー農園で収穫された野菜を例会会場後ろに持って参りました。現在、農園では沢山の野菜が食べごろになっておりますので、会員の皆さんは是非散歩がてらお出かけになっては如何でしょうか。ちなみに奥様と一緒に散歩されて刈り取りをしている方が多い様です。

📄 3分間情報

情報委員会 高田委員長
(前回のつづき)
2006-07ロータリー年度、どうか皆さん、「率先しよう」を実践してください。これが私のテーマであり、一つ一つ善行を成すことによ

て着実に世界を変えていくロータリアンの力に対する私の信念を表すものです。

すべてのロータリアンとすべてのロータリー・クラブに、活動と精力をもたらし、成果を生み出していただく必要があります。奉仕の方法を模索する中、各クラブは皆さんの支えを後ろ盾として感じることができるはず。いかに率先すべきかをクラブに示すにあたっては、皆さんの激励とリーダーシップが、大きな違いをもたらしていくことでしょう。

コフィ・アナン国連事務総長は、以前、次のようにおっしゃいました。「十分な数の人々が物事を良くしようと決断すれば、物事は良い方向へと変わっていきます。一つの目的の下に普通の人々が集まる時、変化を起こすことができるのです」

今日、私たちは、半世紀前にハロルド・トーマス氏が抱いていた目的と同じ共通の目的を持って、ここに集っています。その目的とは、今も昔もこれからも変わることなく、より良きロータリーとより良きロータリアンです。その時が訪れるまで待っているだけでは十分でないことを、ここにいる私たちは知っています。私たち全員が、共に「率先しよう」と先頭を切っていくのです。

ありがとうございました。

(田中毅PDG作「ロータリーの源流」より引用)

ニコニコBOX

- ロータリー農園よりなすびをいただきました 齋藤会員
- 河部会員より写真いただきました 関野会員
- 麻雀大会1位になりました 越野会員
- 9月ゴルフ例会優勝 佐藤(喜)会員
- 9月ゴルフ例会準優勝 山本会員
- ゴルフで賞をいただきました 平間会員
- ゴルフ愛好会遠征コンペ優勝 金の玉のおかげです 河部会員

・愛別遠征コンペでハンデに救われ準優勝しました 中川会長

前 回	413,000円
今 回	14,000円
累 計	427,000円

プログラム

「刑事裁判のあらまし」

旭川地方・家庭裁判所留萌支部

庶務課長 横谷 正博様

留萌裁判所の庶務課長の横谷と申します。今日は刑事裁判の流れという事でお話しをさせていただきます。

留萌裁判所と言いますが、留萌の裁判所の建物には旭川地方裁判所の支部、旭川家庭裁判所の支部、それから簡易裁判所が入っていて、それぞれの裁判所で扱う裁判手続などを利用する事が出来ます。北は初山別村から南は増毛町までの6市町村をカバーしています。私ごとですが書記官として刑事裁判に携わったのは札幌地裁の平成7年から9年までの2年間ですので、説明に不十分なところがあるかも知れませんがよろしくをお願いします。

さて、裁判が行われる法廷では、3人の裁判官で行う合議制(殺人等重大な事件を扱う)と1人で行う単独性(窃盗等、合議制事件に比べて比較的軽微な事件を扱う)に分かれていて、使用する法廷も合議法廷、単独法廷と呼んでいます。留萌の法廷は単独法廷で、合議事件を行う事はありません。旭川管内では旭川市にある本庁のみで行う事が出来ます。

法廷では裁判官の前の一段下がったところに席があり、ここに裁判所書記官が座ります。書記官は法廷に立ち会って法廷で行われたことを記録したり、弁護士や検察官などの関係者との連絡調整を行います。

皆さんもテレビ等で法廷などを見た事があると思いますが、法廷の入口に近い席が検察官の席で、反対側の席が被告を弁護する弁護人の席になります。被告人は傍聴席の目の前にある長

いすに座ります。そして被告人は発言する時だけ証言台の前に出て行きます。

それでは簡単に刑事裁判の流れを説明させていただきます。これは大きく分けて4つの手続からなり、起訴、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、を経て判決となります。ところで刑事裁判は何をきっかけに始まるのかが問題になりますが、通常は被害者が警察に被害届を出して警察が捜査を開始します。

例えば女性がバッグを盗まれたと被害届が出された場合、警察は被害者から事情を聞いたり、現場検証を行ったり、目撃者がいないか、証拠となる物証がないか等を調べ、犯罪を犯したと疑うに足る証拠を揃え、その犯罪を犯した被疑者（新聞報道等では容疑者）を特定し、その身柄を拘束（逮捕）したりします。なお現行犯でない限り、逮捕は裁判所の令状なしにはできません。

こうして証拠とともに事件を警察から検察庁（検察官）に送付しますが、これを一般的に送検、法律的には送致といい、被疑者が逮捕されている時には身柄つきで送致することがほとんどです。被疑者の身柄の拘束なしに送検する事を新聞報道では「書類送検」と言ったりします。

検察官は警察から送検された証拠をもとに、被疑者を更に取り調べたりして、刑事裁判、すなわち公訴の提起をするに足る事件かどうかを検討することになります。検討の結果訴訟を維持するための証拠が不十分であったり、犯した犯罪内容が軽微であって被害の弁償も済んでいて被害者が処罰を望んでいないなど、様々な状況で起訴しない「不起訴」処分をすることがあり、その中でも実際に起訴すれば犯罪事実を立証し有罪に出来るにも関わらず、犯罪後の様々な状況で起訴しない処分を「起訴猶予」処分と言います。こうした検討を経て、犯罪事実が証拠で固められ、被疑者に相当の罰に付する必要がある場合、検察官は裁判所に起訴状を提出し、「起訴」します。

なお、刑事裁判では証拠裁判主義という大原則があり、裁判官は証拠がなければ犯罪の認定をしてはいけない事になっています。こうして



検察官が裁判所に起訴して、初めて被疑者は「被告人」となります。起訴されると裁判所は起訴状の写しを被告人に（弁護人がいれば弁護人にも）送付することになります。その後、裁判所は実際に裁判を行う期日を決めて検察官、被告人、弁護士にその通知や呼び出しを行います。

さて、これからは裁判期日当日の流れをお話いたします。冒頭手続では、まず「人定質問」があります。人定質問とは裁判官が被告人に対し、氏名、生年月日、住所等を尋ね本人であることを確認するための手続です。次に「検察官の起訴状朗読」です。これはどの様な犯罪事実について審理を求めるかを明らかにします。この後に「黙秘権の告知」がありその上で、被告人と弁護人から起訴状に書かれている事実について言い分を聞きますが、これが「被告人、弁護人の被告事件についての陳述」と言います。そこで起訴状の公訴事実について事実か、していないかを述べます。冒頭手続では検察官の主張と被告人側の言い分を聞くことにより、どこの争点があるかが明らかにされます。

冒頭手続で争点が明らかになると「証拠調べ手続」に入ります。証拠調べ手続では検察官や被告人が主張する内容が正しいかどうかを判断するために役立つ証拠を調べます。まず、検察官が「冒頭陳述」を行い、続いて犯罪事実に関する立証、情状に関する立証、被告人質問が行われます。

証拠調べが終わるとその結果をもとに、検察官、弁護人、被告人が事実関係や法律的な問題について意見を述べる「弁論手続」が行われま

第10回 9月13日(水) 天候/晴

す。この検察官の意見を「論告」と言い、その際、例えば被告人を懲役1年にするのが相当だという様な意見、すなわち「求刑」をします。

また、弁護人の意見を「弁論」と言い、被告人の「最終陳述」があって弁論手続が終了します。

そして、裁判官はこれらの証拠調べや意見を踏まえて、判決の結論や理由を検討の上、判決の宣言をします。

余談になりますが刑事裁判が長すぎると言われますが、最高裁の統計によると平成16年度の地方裁判所の全事件の平均審理期間は32ヶ月です。諸外国ではアメリカ64ヶ月、イギリス35ヶ月、ドイツ6.1ヶ月となっていますので、日本が突出している訳でもありません。むしろ

短期間に裁判されているとさえ言えます。なお、起訴事実を否認した否認事件に限っては94ヶ月となっており、3年を超えるような長期化した事件の割合は0.1%となっております。

以上が刑事裁判のあらましです。時間が足りず、あまり詳しく話せませんでしたがこの辺で終了します。本日は御招きいただきありがとうございました。



9月ゴルフ例会...優勝 佐藤 喜 会員

OUT 50 / IN 50 / GROSS 100 / H.C 28 / NET 72



ゴルフ愛好会遠征コンペ...優勝 河部 会員

OUT 40 / IN 36 / GROSS 76 / H.C 9 / NET 67